

いじめの重大事態について

令和4年12月23日  
北九州市教育委員会

# いじめの重大事態について

北九州市教育委員会



## 1. いじめの重大事態とは

《いじめ防止対策推進法 28 条 1 項に規定》

- **生命、心身又は財産に重大な被害が生じた**  
※ 例：児童生徒が自殺を図った場合  
身体に重大な傷害を負った場合 等
- **相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされている  
※ 「相当の期間」とは年間 30 日を目安

《いじめ防止等のための基本的な方針》

- 「**いじめにより重大な被害が生じた**」という申立て  
重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## 2. いじめ問題専門委員会 (第三者調査委員会) の概要

【設置法令】 いじめ防止対策推進法 14条3項

【設置根拠】 北九州市いじめ問題専門委員会条例

【設置年月日】 平成26年6月設置

【選任の方法】 各職能団体等より推薦をもらって専任

【委員定数】 6名以内

【組織】 学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する

※ 医師・弁護士・臨床心理士・学識経験者・保護者代表

## 3. 令和3年度いじめ重大事態の概要

月日	内容
令和3年 5月下旬	被害児童・保護者より「重大事態」との申立てあり
6月中旬	市長報告
7月初旬	第三者調査委員会による調査審議の開始
令和4年 11月	第三者調査委員会による調査結果の報告

## 4. いじめの重大事態への対応

- 何があったのか知りたいという思いを理解し、対応に当たる。
- 調査内容・結果について、適切に説明を行う。
- いじめ防止等の体制を見直す姿勢をもつ。
- **ガイドラインに則り、躊躇なく第三者調査委員会の設置をする。**

## 5. 条例の改正について

### **【全国的な課題】**

- いじめ重大事態の課題が複雑化
- いじめ重大事態が複数発生した場合、調査人員が不足



令和4年6月に条例を改正し、いじめの調査・審議に係る部分について、いじめ問題専門委員会に**臨時委員**（いじめの第三者調査委員会）を置くことができるとした。

